

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料に「子ども・子育て支援金分」が追加されます

令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が創設されました。これに伴い国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の税率が変更となります。

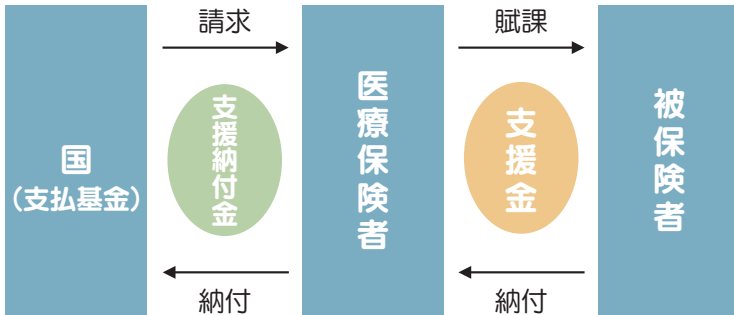
国市健康保険課 TEL 0994-31-1162



保険税率が変わります

令和8年度から、国が推進する少子化対策の新たな財源として「子ども・子育て支援金制度」が開始されました。この制度は、社会全体で子育て世帯を支える「分かち合い・連帯」の仕組みとして創設され、医療保険の保険税と合わせて負担いただくものです。保険税は、被保険者の皆さんが安心して医療機関を受診するために必要なものです。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

支援金の徴収の流れ



●国民健康保険税 ※税率に変更のあった区分のみ記載しています。詳しい税率は市ホームページをご覧ください。

区分		①7年度税率	②8年度税率	増減(②-①)
医療分	所得割	7.5%	7.2%	▲0.3%
	均等割	25,200円	24,000円	▲1,200円
	平等割	22,700円	21,800円	▲900円
子ども分	所得割	-	0.3%	0.3%
	均等割	-	1,100円	1,100円
	18歳以上均等割	-	100円	100円
	平等割	-	900円	900円

※令和8年度の税率等の総額は、令和7年度と変わらないように設定しています(増減なし)。

●後期高齢者医療保険料

区分		①7年度税率	②8年度税率	増減(②-①)
医療分	所得割	11.72%	11.72%	-
	均等割	59,900円	69,800円	9,900円
子ども分	所得割	-	0.25%	0.25%
	均等割	-	1,400円	1,400円

※保険料は鹿児島県後期高齢者医療連合会により定められています。



▲国民健康保険税



▲後期高齢者医療保険料

子ども・子育て支援金

●こども家庭庁
コールセンター
TEL 0120-303-272
※受付時間:9:00 ~ 18:00
(日曜、祝日除く)

後期高齢者医療保険料
●鹿児島県後期高齢者
医療広域連合
TEL 099-206-1329



子ども・子育て支援金って何に使われているの？

A. 児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などに使われています。

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付に加えて、育児時短就業給付や育児期間中の国民年金保険料の免除(令和8年10月分から実施)、出生後休業支援給付、こども誰でも通園制度の利用に活用されています。詳しくは、こども家庭庁のホームページをご確認ください。



▲こども家庭庁ホームページ